

尾花沢市障がい者福祉プラン

(障がい者計画・第4期障がい福祉計画)

平成 27 年 3 月

尾花沢市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	4
1 計画の概要.....	4
(1) 計画策定の背景.....	4
(2) 計画の位置付け.....	5
(3) 計画の期間.....	6
(4) 計画の対象者.....	6
2 障がい者の現状.....	7
(1) 尾花沢市の人口と障害者手帳保持者数.....	7
(2) 身体障害者手帳所持者の推移.....	7
(3) 療育手帳保持者の推移.....	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳保持者の推移.....	10
(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の推移.....	10
(6) 入所施設、通所施設、グループホームの利用状況.....	11
(7) 特別支援学校・養護学校等の児童・生徒数.....	15
(8) 特別支援学級の設置の有無.....	16
(9) 障害支援区分の認定状況.....	16
第2章 障がい者計画.....	17
1 基本理念.....	17
2 基本目標.....	18
3 「自立と社会参加を支援するまち」実現のために.....	19
(1) 保育・教育の充実.....	19
(2) 就労支援の充実.....	20
(3) 社会参加の促進.....	21
(4) 権利擁護の推進.....	22
4 「生き生きと元気に暮らせるまち」実現のために.....	23
(1) 保健・医療の充実.....	23
(2) 相談支援の充実.....	24
(3) 在宅福祉サービスの充実.....	25
(4) 生きがいづくりの推進.....	26

5	「ともに助け合うまち」実現のために.....	27
(1)	バリアフリーの推進.....	27
(2)	虐待の防止.....	27
(3)	差別の解消.....	28
(4)	災害時の支援.....	28
第3章	第4期障がい福祉計画.....	29
1	平成29年度の数値目標の設定.....	30
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	30
(2)	地域生活の支援.....	31
(3)	福祉施設から一般就労への移行.....	32
2	障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び確保のための方策.....	33
(1)	指定障がい福祉サービス.....	33
(2)	指定地域相談支援又は指定計画相談支援.....	40
3	障がい児に対する支援等の必要量の見込み及び確保のための方策.....	42
(1)	障がい児通所支援.....	42
(2)	障がい児相談支援.....	44
4	地域生活支援事業の実施に関する事項.....	45
(1)	必須事業.....	45
(2)	任意事業.....	51
5	計画の進行管理.....	53
(1)	関係機関・地域との連携.....	53
(2)	人材の育成・確保.....	53
(3)	計画の進行管理体制.....	54
資料編	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

市町村障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。本市では、「尾花沢市障がい者計画(ふれあいプラン)」を平成14年度から平成23年度までを計画期間として策定し、障がい者施策の基本方針を定めました。その後、国の大幅な法改正や平成25年から平成29年までを計画期間とする国の「第3次障害者基本計画」の策定内容を踏まえた上で本市の計画を策定するため、平成24年度以降、新たな計画は策定しておりませんでした。この度、社会の変化や障がい者のニーズに即して新たな計画を策定しようとするものです。

市町村障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障がい者福祉サービス等の提供とその体制づくりに関する計画です。本市では、「尾花沢市障がい福祉計画(第3期)」を平成24年度から平成26年度までを計画期間として策定し、障がい福祉サービス等の提供や体制づくりに関して具体的な目標を定めています。平成26年度末をもって計画期間が終了することから、新たな計画の策定が必要となっています。

国においては、「障害者基本法」の改正(平成23年)や「障害者自立支援法」の2回にわたる大幅な改正(平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称)が行われました。また、山形県においては、平成26年3月に第4次山形県障がい者計画が策定され、現在、第4期山形県障がい福祉計画が策定されています。

これらの国・県の動向や、障がい者福祉に関する市民ニーズの変化、本市の障がい者施策の実施状況を踏まえ、本市の新たな障害者施策を総合的に推進するため、「尾花沢市障がい者計画」及び「尾花沢市障がい者福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

これまで、「尾花沢市障がい者計画」と「尾花沢市障がい福祉計画」は別々に策定してきましたが、この2つの計画は、相互に関連が深いものであり、今後の障がい者施策を展開するにあたり、「尾花沢市障がい者福祉プラン」として一体化し、より効果的かつ充実させた計画とします。

「障がい者計画」は、障がい者の施策に関する基本的な方向性を定める中長期的な計画とし、「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス等に関する3か年の数値目標を定める実施計画となります。

また、今回策定する「尾花沢市障がい者福祉プラン」は、「第6次尾花沢市総合振興計画（元気おばなざわ創造プラン）」をはじめとする健康・福祉分野の他の計画と整合性を図って策定します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、「障がい者計画」は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。「障がい福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。ただし、国、県の障がい者福祉制度改革の動向等により、「障がい者計画」は、平成29年度に内容の見直しを予定します。

	H14	...	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障がい者計画	→						→ 見直し					
障がい福祉計画	第2期 →			第3期 →			第4期 →					

(4) 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人としてします。

また、第6次尾花沢市総合振興計画の基本目標である「互いに支え合う人にやさしい健康・福祉のまちづくり」を本計画においても目標と掲げるため、全ての市民を本計画の対象者としてします。

「障がい」の表記について

本計画において、「障害」を「障がい」と表記します。ただし、法令名、制度名、既存計画名、組織名、行事などの固有名詞については、「障害」と表記します。

2 障がい者の現状

(1) 尾花沢市の人口と障害者手帳保持者数

(各年4月1日)

	平成24年	平成25年	平成26年
A 総人口	18,787人	18,496人	18,083人
65歳以上人口	6,015人	6,080人	6,139人
高齢化率	32.0%	32.9%	33.9%
B 障がい者合計(++)	1,323人	1,348人	1,338人
身体障害者手帳	1,114人	1,133人	1,121人
療育手帳	141人	135人	138人
精神保健福祉手帳	68人	80人	79人
C 手帳保有者の割合(B/A)	7.0%	7.3%	7.4%
D Bのうち65歳以上の者	880人	905人	964人
E 障がい者高齢化率(D/B)	66.5%	67.1%	72.0%

平成25年から人口に外国人を含む。

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

(各年4月1日)

	平成24年	平成25年	平成26年
1級	306人	309人	298人
2級	158人	153人	149人
3級	177人	177人	186人
4級	282人	312人	307人
5級	104人	100人	103人

6級	87人	82人	78人
合計	1,114人	1,133人	1,121人

	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障がい	76人	75人	72人
聴覚・平衡障がい	102人	104人	101人
音声・言語障がい	13人	14人	11人
肢体不自由障がい	651人	660人	659人
内部障がい	272人	280人	278人
心臓機能障がい	183人	189人	187人
じん臓機能障がい	40人	43人	42人
呼吸機能障がい	22人	20人	18人
膀胱・直腸機能障がい	25人	25人	28人
小腸機能障がい	1人	1人	1人
免疫機能障がい	0人	1人	1人
肝臓機能障がい	1人	1人	1人

	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満	12人	13人	12人
18歳以上65歳未満	260人	252人	246人
65歳以上	842人	868人	863人

(3) 療育手帳保持者の推移

(各年4月1日)

	平成24年	平成25年	平成26年
A(重度)	53人	52人	55人
B(中軽度)	88人	83人	83人
合計	141人	135人	138人

	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満	16人	15人	15人
18歳以上65歳未満	102人	98人	101人
65歳以上	23人	22人	22人

(4) 精神障害者保健福祉手帳保持者の推移

(各年 4 月 1 日)

	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年
1 級 (重度)	3 0 人	2 8 人	2 8 人
2 級 (中度)	2 6 人	3 5 人	3 0 人
3 級 (軽度)	1 2 人	1 7 人	2 1 人
合計	6 8 人	8 0 人	7 9 人

	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年
1 8 歳未満	0 人	0 人	0 人
1 8 歳以上 6 5 歳未満	5 3 人	6 5 人	6 3 人
6 5 歳以上	1 5 人	1 5 人	1 6 人

(5) 自立支援医療 (精神通院医療) 受給者証の推移

	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年
1 8 歳未満	2 人	1 人	1 人
1 8 歳以上 6 5 歳未満	1 0 8 人	1 1 2 人	1 1 9 人
6 5 歳以上	2 1 人	2 1 人	1 9 人
合計	1 3 1 人	1 3 4 人	1 3 9 人

(6) 入所施設、通所施設、グループホームの利用状況

障がい者施設入所

(平成26年4月1日現在)

施設名	種別	所在地	男	女	計
山形県リハビリセンター	身体	山形市	1人		1人
すげさわの丘	身体	山形市	1人		1人
光生園	身体	舟形町	4人	1人	5人
梓園	身体	米沢市	2人		2人
新生園	知的	尾花沢市	12人	10人	22人
水明苑	知的	大石田町		1人	1人
向陽園	知的	山形市	1人		1人
山形育成園	知的	上山市		1人	1人
清流園	知的	戸沢村	2人		2人
和光園	知的	酒田市		1人	1人
松風園	知的	米沢市		1人	1人
栄光園	知的	米沢市	1人		1人
総合コロニー希望が丘 (こだま・まつのみ・ひめゆり)	知的	川西町	3人	1人	4人
合計			27人	16人	43人

障がい児の施設入所者は、いません。

通所施設 入所者を除く

ア 就労継続支援A型

(平成26年4月1日現在)

施設名	所在地	男	女	計
ピース楯岡	村山市	5人		5人
ピース河北	河北町		1人	1人
ピース東山	新庄市	2人		2人
ピース宮内	新庄市	1人	1人	2人
ピースしみず	新庄市	1人		1人
ピース五日町	新庄市	4人		4人
合計		13人	2人	15人

イ 就労継続支援B型

(平成26年4月1日現在)

施設名	所在地	男	女	計
山形県コロニーセンター	山形市	1人		1人
みちのく屋台こんにゃく道場	山形市	1人		1人
きら夢	山形市		1人	1人
のどか	河北町	1人		1人
友愛園	新庄市	1人		1人
アシスト	戸沢村		1人	1人
つばさ	米沢市	2人		2人
赤とんぼ	米沢市	1人	1人	2人
せせらぎの家	米沢市		1人	1人

すてっぷ	米沢市		1人	1人
さくらんぼの家	川西町	1人		1人
合計		8人	5人	13人

ウ 就労移行支援

(平成26年4月1日現在)

施設名	所在地	男	女	計
山形コロニー就労サポートセンター	山形市	1人		1人
ピース楯岡	村山市	1人		1人
合計		2人		2人

エ 生活介護

(平成26年4月1日現在)

施設名	所在地	男	女	計
尾花沢市社会福祉協議会	尾花沢市	2人		2人
合計		2人		2人

オ 療養介護

(平成26年4月1日現在)

施設名	所在地	男	女	計
山形病院	山形市		1人	1人
米沢病院	米沢市	1人		1人
合計		1人	1人	2人

障がい児通所施設

ア 放課後等デイサービス

(平成26年4月1日現在)

施設名	所在地	男	女	計
はながさ	尾花沢市	5人	5人	10人
くれよんはうす	新庄市	1人		1人
あおぞらはうす	新庄市	1人		1人
ことばのつばさ	新庄市		1人	1人
合計		7人	6人	13人

イ 児童発達支援

(平成26年4月1日現在)

施設名	所在地	男	女	計
療育訓練センター	上山市	1人		1人
ことばのつばさ	新庄市		1人	1人
合計		1人	1人	2人

グループホーム

(平成26年4月1日現在)

施設名	種別	所在地	男	女	計
山形県コロニーセンター	身体	山形市	1人		1人
コロニー協会	知的	山形市		1人	1人
あたしん家	知的	新庄市		1人	1人
すまいる(清流園)	知的	戸沢村		1人	1人
コロコロ	知的	川西町	3人	1人	4人
すてっぷ	知的	米沢市	1人	3人	4人
ねまりや	精神	尾花沢市	6人	2人	8人
ピース	精神	新庄市	2人	2人	4人
みやま荘GH	精神	河北町	1人		1人
合計			14人	11人	25人

(7) 特別支援学校・養護学校等の児童・生徒数

(平成26年4月1日現在)

名称	所在地	人数	備考
山形県立楯岡特別支援学校	村山市	10人	
山形県立新庄養護学校	新庄市	4人	
山形県立上山高等養護学校	上山市	2人	
山形県立山形盲学校	山形市	1人	
合計		17人	

(8) 特別支援学級の設置の有無

(平成26年4月1日現在)

	学校名	設置の有無
小学校	尾花沢小学校	
	福原小学校	
	宮沢小学校	
	玉野小学校	
	上柳小学校	
	常盤小学校	
	鶴子小学校	
中学校	尾花沢中学校	
	福原中学校	
	玉野中学校	
	常盤中学校	

(9) 障害支援区分の認定状況

(平成26年4月1日現在)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体		1人	1人	5人	1人	7人	15人
知的	2人	4人	13人	21人	5人	10人	55人
精神		2人					2人
合計	2人	7人	14人	26人	6人	17人	72人

第 2 章 障がい者計画

1 基本理念

障がい者のための施策に関する基本的な計画である「尾花沢市障がい者計画」の基本理念は「ノーマライゼーション」です。障がいの有無にかかわらず、全ての人一般社会の中で、その人らしく生活することが当然の姿であり、平等な条件でともに暮らし、暮らしていける社会の実現を目指します。

また、第 6 次尾花沢市総合振興計画（元気おばなざわ創造プラン）においては「夢かがやき 絆でむすぶ 元気創造のまち 尾花沢」を将来像とし、その実現に向けた健康・福祉分野の基本目標として「互いに支え合う人にやさしい健康・福祉のまちづくり」を掲げています。この理念を踏まえ、障がい者計画の基本理念を次のとおりとします。

**だれもが互いに尊重し合い、
障がい者の自立と社会参加を実現するまち**

障がい者が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、社会のあらゆる活動に参加するためには、周囲がそのことに理解を示し、協力していくことが何よりも肝心です。すべての住民が互いの個性を認め合いながら思いやり、ともに暮らし、ともに支え合うまちづくりを目指します。

2 基本目標

- (1) 自立と社会参加を支援するまち
- (2) 生き生きと元気に暮らせるまち
- (3) とともに助け合うまち

計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策
だれもが互いに尊重しあい、障がい者の自立と社会参加を実現するまち	自立と社会参加を支援するまち	保育・教育の充実
		就労支援の充実
		社会参加の促進
		権利擁護の推進
	生き生きと元気に暮らせるまち	保健・医療の充実
		相談支援の充実
		在宅福祉サービスの充実
		生きがいづくりの推進
	ともに助け合うまち	バリアフリーの推進
		虐待の防止
		差別の解消
		災害時の支援

3 「自立と社会参加を支援するまち」実現のために

(1) 保育・教育の充実

現状と課題

障がいを持つ子どもたちがすこやかに成長するためには、障がいの早期発見、早期療育をはじめ、発達各段階において、一人ひとりの障がいの特性に応じた保育や教育を行うことが重要となります。

本市では、各保育園・幼稚園で障がい児を受け入れ、就学前の心身障がい児の保育を実施しています。また、重度の障がいを抱えている乳幼児とその保護者の交流、情報交換の場として、おもだか保育園内に「なかよし組」を設けています。

就学児については、小中学校に特別支援学級が設置されていることに加え、専門の教育機関として、村山市に山形県立楯岡特別支援学校が設置されています。また、学校在学中の障がい児を対象に放課後や夏休み等の長期休暇中に障がい児の自立を促進させるとともに放課後等の居場所づくりを推進する放課後等デイサービスがNPO法人はながさ地域活動支援センター内に設けられています。

さらに、支援機関として山形県中央児童相談所や山形県総合療育訓練センターがありますが、本市の教育委員会をはじめ、それぞれの関係機関と連携しながら乳幼児期から一人ひとりの障がいに応じた適切な指導、教育が受けられるよう連携を図っていくことが求められています。

主な施策

障がい児保育の充実

特別支援学級等における個別の教育支援計画による指導の充実

各支援機関と連携し、障がいの重度化・重複化、多様化に対応した教育環境の整備促進

(2) 就労支援の充実

現状と課題

平成25年4月から「障害者の雇用の促進に関する法律」(障害者雇用促進法)に基づき、企業等における法定雇用率が引き上げられ、その達成に向け、ハローワークや地域障害者職業訓練センターなどでは「障害者試行雇用(トライアル雇用)事業」や「職場適応援助者(ジョブコーチ支援)事業」などの各種助成制度を実施しています。

本市では、独自に職親制度推進事業を昭和58年度から取り組んでおり、障がい児(者)の雇用の促進と職場への定着を支援してきました。

平成26年11月には、市内にNPO法人による「就労継続支援施設(B型)はながさ」が開所し、新たな就労の場として、障がい者の就労機会の選択肢が広がることが期待されます。

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」(障害者優先調達推進法)が施行されたことに伴い、本市においても平成26年3月に「尾花沢市障害者就労施設等からの物品及び役務等調達方針」を定め、障害者就労施設等から物品及び役務等を優先的に調達するよう推進しています。

今後も、地域生活移行や就労支援といった課題に対応した障がい福祉サービス提供基盤を整備していくとともに、身近な地域におけるサービス拠点づくり、社会福祉法人やNPO法人等、行政以外による障がい福祉サービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用していく必要があります。

主な施策

市報等により各種制度の周知

関係機関との連携を強化し雇用促進

就労の場の確保や環境の整備促進

(3) 社会参加の促進

現状と課題

本市では、障がい者の外出支援は、福祉タクシー券、給油券、リフト付きタクシー券を交付するとともに自動車運転免許取得助成及び障がい者仕様の自動車改造費の助成を行っています。また、山形県立楯岡特別支援学校児童・生徒の放課後等デイサービス利用に係る送迎を実施しています。国及び業界団体の制度としては、鉄道、バス及びタクシーの運賃や有料道路通行に係る料金の割引制度等の経済的支援があります。

また、意思疎通支援事業として、聴覚・音声言語機能に障がいがある人が情報を入手したり、円滑にコミュニケーションを図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣する事業があります。

障がい者の社会参加を促進するためには、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している事物、慣行、観念等の排除を進め、サービス、情報、制度等の利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上が求められています。

主な施策

外出目的に応じた移動支援の提供

各種の割引制度等の利用周知

意思疎通支援事業の推進

(4) 権利擁護の推進

現状と課題

判断能力に不安がある知的障がい者、精神障がい者や認知症の人が地域で自立した生活を送るため、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理をする「日常生活自立支援事業」(社会福祉協議会実施)と財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援(身上監護)を行う「成年後見制度」がありますが、毎年利用者は増加しているものの、まだ制度の周知が進んでいない状況にあります。

主な施策

市報等により各種制度の周知

関係機関が連携し、適切な制度の利用につなげる。

4 「生き生きと元気に暮らせるまち」実現のために

(1) 保健・医療の充実

現状と課題

発病後に障がいを伴う可能性が高い疾患として、がん、心臓病、脳梗塞などがあげられます。健康な生活を送るためには、生活習慣を改善し、病気の予防に努めると同時に、早期発見・早期治療が重要となります。さらに、障がいを持った場合、日常生活を支えるための福祉サービスを充実していく必要があります。このように、保健・医療・福祉が連携し、包括的な支援体制を提供していくことが求められます。

本市では、平成24年度に「健康おばね21(第2次)運動計画」を策定し、運動の推進や健診の受診勧奨、病気予防などの健康増進施策を展開しています。

また、乳幼児時期の早い段階で、障がいや発達障がいを発見して治療や適切なサービスに結びつけるため、また、親の育児の不安やストレスの軽減を図るためにも、本市では、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診・相談等を実施しています。

さらに、うつ病などの精神疾患については、保健所や医療機関等と連携し、啓発活動や早期治療などに努めています。

また、新たに平成25年4月から障害者総合支援法の障がい者の範囲に難病患者も加わったことから、難病患者の持つ様々なニーズに対応した支援を行っていきます。

主な施策

各種制度による医療費助成の実施

こんにちは赤ちゃん訪問や各種健診の実施

こころの健康づくりの推進

難病患者に関する支援の推進

(2) 相談支援の充実

現状と課題

障がい者が身近に相談する先として民生委員・児童委員や身体・知的障害者相談員をはじめ、尾花沢市社会福祉協議会のふれあい福祉相談所があります。また、精神保健福祉士が専門的な相談に応じる「サポートセンターういんず」（河北町）があります。また、一般的な相談窓口として市役所の窓口もあり、これらの窓口が相互に連携、協力して障がい者を支援していくことが求められています。

平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての障がい者（児）においてサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を作成することになりました。これに伴い、相談支援事業所の役割もますます重要となってきています。

北村山地区3市1町と関係機関・団体で構成される北村山地域自立支援協議会においては、広域的に地域が抱える課題や障がい者の抱える諸問題について情報を共有化し、その改善にあたっています。

主な施策

民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員と連携し、相談体制を充実

ライフステージに応じた相談支援の実施

北村山地域自立支援協議会にて、関係機関との連携強化

(3) 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供していくことが必要になります。障がい者の福祉サービスについては、各サービス事業所が障害者総合支援法に定める居宅介護をはじめ、日中活動系サービスとして、自立訓練や就労継続支援事業等が実施されています。また、居住系サービスとして、グループホーム（共同生活援助）が開設されていますが、今後さらに精神障がい者の地域移行を推進していくことが求められています。

ほかにも障がい者の身体機能を補完又は代替えする補装具や日常生活用具の適切な支給を進める必要があります。

主な施策

障がい者のニーズに応じたサービスの提供

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活移行の促進

補装具や日常生活用具の給付の推進

(4) 生きがいつくりの推進

現状と課題

平成23年8月「スポーツ基本法」が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をすることが規定されました。

冬季パラリンピックノルディックスキーに3大会連続出場を果たしている本市出身の太田渉子さんをはじめ、全国障害者スポーツ大会での活躍や山形県障がい者レクリエーション大会では、本市チームが好成績を修めているなど、本市において輝かしい事例が多数あります。また、本市で毎年開催される花笠ラングライフ大会、全国花笠マラソン大会及び平成26年に開催された「絆」駅伝大会には、障がい者も健常者とともに参加しています。

今後も各種スポーツ大会やイベント等に障がい者が積極的に参加できる環境づくりを推進していく必要があります。

また、すぐれた芸術・文化を体験、鑑賞する場の提供を行うとともに県内で開催される「山形県障害者芸術・文化祭」及び全国的なイベントである「全国障害者芸術・文化祭」の周知を図ります。

主な施策

障がい者が参加しやすい環境づくりを推進

障がい者の施設利用に関する利用料金の軽減化を推進

芸術・文化に関するイベントの周知

5 「ともに助け合うまち」実現のために

(1) バリアフリーの推進

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」等に基づき、公共空間の整備にあたっては、バリアフリー化及びユニバーサルデザインへの配慮に努めています。障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者までの全ての人が安心して外出することができるまちづくりを進めていくことが求められています。

平成22年国勢調査によると、本市における持ち家率は、約9割となっています。住み慣れた地域において安心して暮らしていくために、暮らしやすい住宅の確保と改修費の助成を行っています。

主な施策

- 公共建築物・道路・公園等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進
- 民間施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインを促進
- 障がい者の住宅改修費用の助成

(2) 虐待の防止

現状と課題

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、市健康福祉課内に対応窓口として障害者虐待防止センターを設置しました。これまでに市内で重篤なケースはありませんが、今後とも関係機関と連携し、虐待の早期発見と未然防止に努めていきます。

主な施策

- 市報、各種パンフレット、市ホームページ等を活用した啓発
- 保育園、幼稚園、学校、福祉サービス事業所等と連携し、虐待の早期発見と未然防止に努める。

(3) 差別の解消

現状と課題

障がい者の多くは、生活の多くの場面で差別や偏見を感じており、その解消をめざしていくことが求められています。

また、障害者基本法第4条を具体化した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障害者差別解消法)が平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行されることに伴い、障がい者に対して行政機関や民間事業者等が不当な差別的な取扱いをすることが禁止され、障がい者への合理的配慮をすることが求められるようになります。

主な施策

市報、各種パンフレット、市ホームページ等を活用した啓発
社会福祉協議会機関紙等の福祉団体の広報に対する情報提供

(4) 災害時の支援

現状と課題

地震等の大規模災害時における初期活動を効果的に行うには、日頃から地域での見守り活動が大切です。障がい者の近隣に居住する支援者が、的確な状況把握により災害等の緊急時に対応する必要があります。

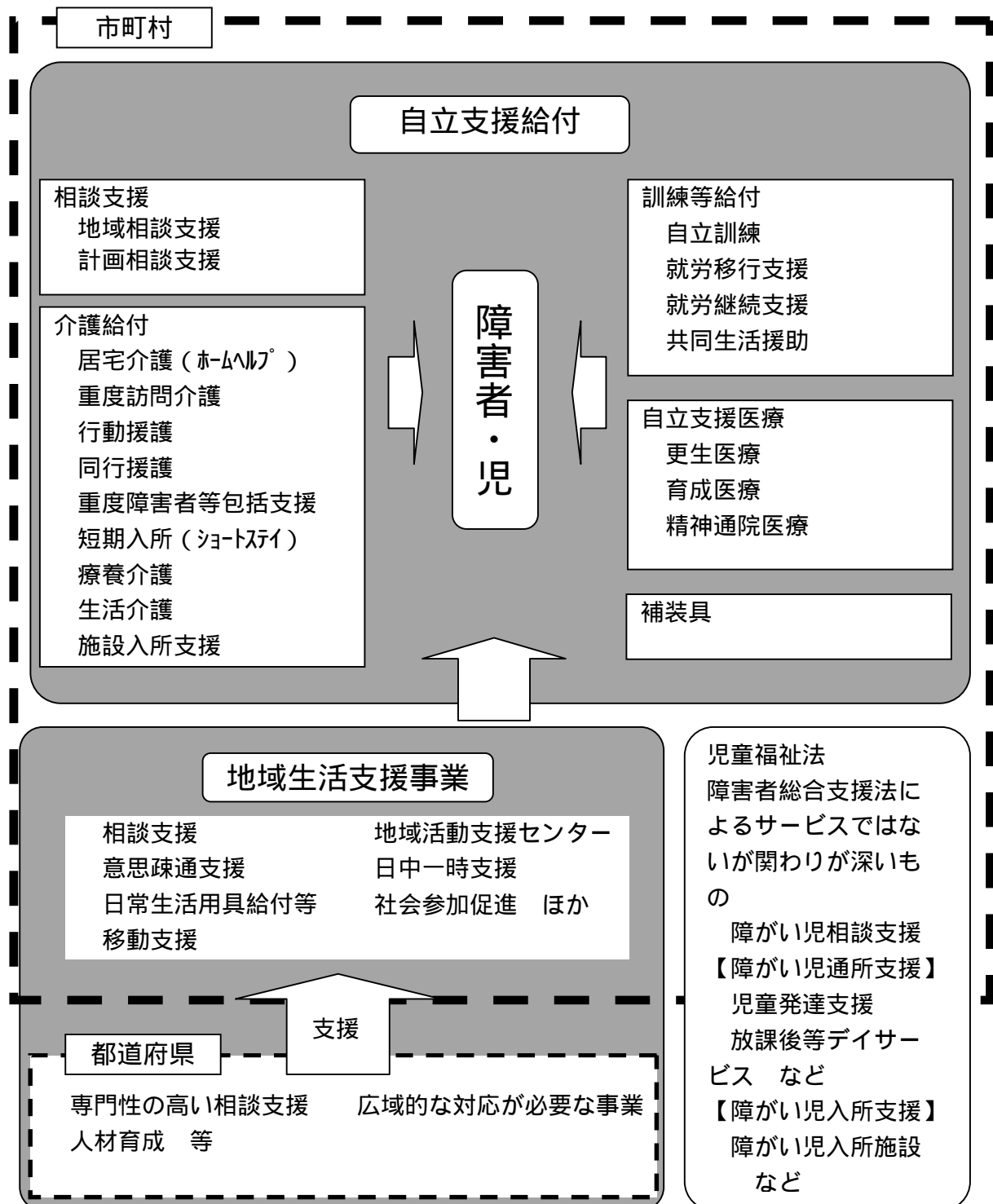
障がい者が地域で安心して暮らせるよう、災害等の緊急時に備えて民生委員・児童委員、区長、社会福祉協議会等と連携し、安全・安心のネットワークづくりを推進します。

主な施策

要援護者台帳の整備
防災訓練等の推進
福祉避難所等の整備

第3章 第4期障がい福祉計画

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)のサービスは、個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住の状況等)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村事業として柔軟に実施される「地域生活支援事業」などで構成されています。



1 平成29年度の数値目標の設定

障害者総合支援法は、幾度かの改正等を経て障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）へと生まれ変わりましたが、「入所施設等から地域生活へ」という国の施策の方向性は踏襲されています。

第4期計画においても、障害者総合支援法第87条に基づく国の基本指針に沿って、本市の地域実情に応じた数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者については、平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者数の13%以上となる6人が地域生活に移行することを目指すとともに、平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末から11%以上削減することを目指す。

項目	数値
平成25年度末の施設入所者数 A	43人
平成29年度末の施設入所者数 B	41人
【目標値】 差引減少見込数 A - B (A - B) / A	2人 (4.7%)
【目標値】 施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数 C C / A	6人 (14.0%)

(2) 地域生活の支援

平成29年度末までに、障がい者の地域生活を支援する拠点等（地域生活支援拠点又は面的整備型）を整備することを目標とします。

項 目	数 値
地域生活支援拠点等の整備数	1箇所

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度末までの間に就労支援に取り組むことで一般就労に移行するものが現れることを期待し、目標を3人とします。また、就労支援の取り組みとして、2人が就労移行支援事業を利用することを目指します。

一般就労移行に関する数値目標

項目	数値
平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	0人
【目標値】 平成29年度において施設を退所し、一般就労する者の数	3人

就労移行支援事業利用に関する数値目標

項目	数値
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人

2 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び確保のための方策

これまでの実績などを踏まえ、各年度における障がい福祉サービス等の必要見込量を算定します。また、その確保のための方策を定めます。

(1) 指定障がい福祉サービス

訪問系サービス

種類	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的・精神障がいにより、常時介護が必要な障がい者に、総合的な介護を提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある障がい者に見守りや危険回避の援護を提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時における移動支援等を総合的に行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い方に対し、複数のサービスを包括的に提供します。

【第3期の実績（1カ月当たり）】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護			
重度訪問介護			
行動援護	25時間	33時間	33時間
同行援護			
重度障害者等包括支援			
実利用者	3人	4人	5人

【サービス見込量（1カ月当たり）】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	33時間	33時間	33時間
実利用者	4人	4人	4人

【見込量を確保するための方策】

障がい者が地域で生活するために必要な訪問系サービスについては、障がいの種類に関わりなくサービスを受けることができるよう、利用者及びサービス提供事業所との連携を強めていきます。また、サービス提供体制の充実とサービスの質の向上が図られるようサービス提供事業所に働きかけを行っていきます。

平成26年4月から重度の肢体不自由者だけでなく、重度の知的・精神障がい者も重度訪問介護の対象となったことから、障がい者の実態を把握し、サービスを必要とする方が適切に利用できるように努めます。

日中活動系サービス

種類	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に施設等での入浴、排泄、食事の介護のほか創作的活動や生産的活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活・社会生活を営めるよう、身体機能に関する訓練を行います。（有期限での利用）
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むために必要な生活能力向上などの訓練や、その他必要な支援を行います。（有期限での利用）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（有期限での利用）
就労継続支援（A型）	一般雇用が困難な障がい者を雇用し、生産活動などを通じて知識や能力の向上のための必要な訓練を行います。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。
就労継続支援（B型）	一般雇用が困難な障がい者に、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
短期入所	在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め入浴や排泄、食事の介護などを提供します。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障がい者に、医療機関などの施設で機能訓練や医療・療養上の管理や看護を提供します。

【第3期の実績（1カ月当たり）】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	960人日	960人日	960人日
	44人	44人	44人

自立訓練（機能訓練）	0人日	11人日	11人日
	0人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人
就労移行支援	42人日	40人日	60人日
	2人	2人	3人
就労継続支援（A型）	231人日	280人日	340人日
	11人	14人	17人
就労継続支援（B型）	231人日	273人日	280人日
	11人	13人	14人
短期入所	25人日	25人日	25人日
	5人	5人	5人
療養介護	60人日	90人日	60人日
	2人	3人	2人

上段...単位「人日」：月間の利用人数×1人当たりの平均利用日数

下段...単位「人」：利用者数

【サービス見込量（1カ月当たり）】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	966人日	966人日	966人日
	44人	44人	44人
自立訓練（機能訓練）	11人日	11人日	11人日
	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	0人日	0人日	0人日

	0人	0人	0人
就労移行支援	40人日	40人日	40人日
	2人	2人	2人
就労継続支援（A型）	280人日	280人日	280人日
	14人	14人	14人
就労継続支援（B型）	420人日	420人日	420人日
	20人	20人	20人
短期入所	25人日	25人日	25人日
	5人	5人	5人
療養介護	2人	2人	2人

上段...単位「人日」：月間の利用人数×1人当たりの平均利用日数

下段...単位「人」：利用者数

【見込量を確保するための方策】

障がい者の日中活動、就労の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援サービス提供の充実に努めるほか、ハローワーク等との連携を図り、障がい者の一般企業等への就労の拡大に向け、事業所に対して障がい者の雇用を働きかけていきます。

病院等を退院して地域に戻ってくるのが可能な精神障がい者等の受け入れ態勢の充実に向け、利用の増加が見込まれるサービスの提供事業者との連携強化に努めます。

既存のサービス提供事業者によるサービス提供体制の確保を図るとともに、新規に参入を検討する事業者に対しては、障がい福祉ニーズに関する情報提供等を積極的に行い、事業者の参入を促します。

居住系サービス

種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者が共同生活を営む場を提供し、相談、入浴、排泄又は食事の介護等の日常生活上必要な支援を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において入浴、排泄、食事等の日常生活上必要な支援を行います。

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (グループホーム)	23人	23人	26人
共同生活介護 (ケアホーム)	1人	2人	
施設入所支援	45人	43人	44人

共同生活介護(ケアホーム)は平成26年度4月から共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

【サービス見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	25人	26人	28人
施設入所支援	43人	42人	41人

【見込量を確保するための方策】

障がい者の地域生活への移行を促進するためには、受け皿となるグループホームの確保が必要となります。北村山地域自立支援協議会における利用者のニーズに関する情報提供、地域移行支援事業所・地域定着支援事業所等との連携を図り、地域生活への移行を希望する障がい者への支援を強化します。

市内の法人等におけるグループホーム整備に関する意向を把握し、支援に努めます。

(2) 指定地域相談支援又は指定計画相談支援

種類	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がい者に対しアセスメントを行い、サービス等利用計画の作成、モニタリングを実施します。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設の入所者や精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身などの理由から家族による支援を受けられない障がい者などに対して緊急時の連絡体制を確保します。

【第3期の実績(1カ月当たり)】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	0人	9人	9人
地域相談支援 (地域移行支援)	0人	0人	0人
地域相談支援 (地域定着支援)	0人	0人	0人

【サービス見込量(1カ月当たり)】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	8人	8人	8人
地域相談支援 (地域移行支援)	0人	0人	0人
地域相談支援	0人	0人	0人

(地域定着支援)			
----------	--	--	--

【見込量を確保するための方策】

計画相談支援については、サービス等利用計画の作成やモニタリングが適切に実施されるよう、特定相談支援事業所等との連携を図ります。

地域移行支援・地域定着支援については、障がい者支援施設や精神科病院と連携を図りニーズの把握に努めます。

3 障がい児に対する支援等の必要量の見込み及び確保のための方策

障がい児に対する支援の多くは児童福祉法に基づき実施されています。子ども・子育て支援法に基づく子育て支援全体に関する計画において障がい児支援についても言及されていることから、第4期計画においても障がい児支援について必要見込量を算定し、その確保のための方策を定めることとします。

(1) 障がい児通所支援

種類	サービス内容
児童発達支援	未就学障がい児に日常生活における基本的な動作や知識技能のための支援等を行います。
放課後等デイサービス	学齢障がい児に生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医学管理下での支援が必要な未就学障がい児に日常生活における基本的動作や知識技能習得のための支援及び治療を行います。

【第3期の実績（1カ月当たり）】 平成26年度は12月末現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	0人日	21人日	14人日
	0人	3人	2人
放課後等デイサービス	90人日	180人日	200人日
	6人	9人	10人
保育所等訪問支援	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人

医療型児童発達支援	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人

上段...単位「人日」：月間の利用人数×1人当たりの平均利用日数

下段...単位「人」：利用者数

【サービス見込量（1カ月当たり）】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	21人日	21人日	21人日
	3人	3人	3人
放課後等デイサービス	180人日	180人日	180人日
	9人	9人	9人
保育所等訪問支援	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人

上段...単位「人日」：月間の利用人数×1人当たりの平均利用日数

下段...単位「人」：利用者数

【見込量を確保するための方策】

家庭児童相談員による面接、教育委員会における就学時健診、母子保健施策との連携等により、対象者の把握に努めます。

保護者の負担等を考慮し、必要とする児童生徒にサービスが行き渡るよう、保育園、幼稚園及び特別支援学校等との連携に努めます。

「尾花沢市手をつなぐ育成会」など保護者団体との連携を強化していきます。

(2) 障がい児相談支援

種類	サービス内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対しアセスメントを行い、障がい児支援利用計画作成・モニタリングを実施します。

【第3期の実績】 平成26年度は12月末現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障がい児相談支援	0人	0人	1人

【サービス見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援	10人日	10人日	10人日

【見込量を確保するための方策】

障がい児支援利用計画の作成やモニタリングが適切に実施されるよう、指定相談支援事業所と連携を図ります。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は地域毎の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましいとされています。本市の特性や利用者の状況に応じた必要見込量を算定することとします。また、その確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、地域の社会資源などの必要な情報提供など、総合的な支援を行います。

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業	無	無	無

【サービスの見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業	無	無	無

【見込量を確保するための方策】

各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携を取りながら、情報を共有して相談に対応します。

成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業	無	無	無

【サービスの見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

【見込量を確保するための方策】

社会福祉協議会、障がい福祉施設、自立支援医療機関等と連携強化を図り、ニーズの把握に努めます。

意思疎通支援事業

聴覚、音声、言語機能障がい等のため意思疎通に支障がある障がい者に手話通訳等によるコミュニケーションの仲介を行います。

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業	3人	3人	2人
要約筆記者派遣事業	0人	0人	0人
手話通訳設置事業	0人	0人	0人

【サービスの見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	3人	3人	3人
要約筆記者派遣事業	0人	0人	0人
手話通訳設置事業	0人	0人	0人

【見込量を確保するための方策】

事業の周知に努め、サービスの利用を促進します。

日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。

種類	サービス内容
介護・訓練用支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、訓練いすなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、歩行補助つえ、特殊便器など
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）、たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、拡大読書器、盲人用時計、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ装具、収尿器など
住宅改修費	移動等を円滑にする用具で住宅改修を伴うもの

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練用支援用具	1件	0件	0件

自立生活支援用具	5 件	3 件	0 件
在宅療養等支援用具	0 件	1 件	0 件
情報・意思疎通支援用具	3 件	2 件	5 件
排泄管理支援用具	3 2 2 件	3 5 5 件	3 1 7 件
住宅改修費	1 件	1 件	0 件

【サービスの見込量】

種類	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
介護・訓練用支援用具	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援用具	1 件	1 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	3 件	3 件	3 件
排泄管理支援用具	3 5 0 件	3 5 0 件	3 5 0 件
住宅改修費	1 件	1 件	1 件

【見込量を確保するための方策】

日常生活用具給付事業に関する情報提供を充実します。

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者に、外出のための支援を行います。

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	1箇所	1箇所	1箇所

【サービスの見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	1箇所	1箇所	1箇所

【見込量を確保するための方策】

放課後等デイサービス事業の利用に係る利便性の向上のため、移動支援を実施します。

登下校に支障のある山形県立楯岡特別支援学校の児童生徒に対して支援が行きわたるよう、教育委員会及び特別支援学校との連携を図ります。

移動支援運営受託事業者と連携し、利用者のニーズ把握に努めます。

地域活動支援センター

利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター機能強化事業	3箇所 19人	3箇所 18人	3箇所 17人

【サービスの見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業	2箇所 8人	2箇所 8人	2箇所 8人

【見込量を確保するための方策】

地域活動支援センター運営受託事業者と連携し、センターを利用できる障がい者の把握に努め、利用を促進していきます。

(2) 任意事業

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、前述の必須事業以外に以下の事業を実施します。

種類	サービス内容
訪問入浴サービス	居宅訪問型入浴サービスを提供し、障がい者の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
職親制度推進補助事業	知的障がい者の雇用の促進と職場における定着を高めるために、知的障がい者を引き受けて諸訓練等を実施する企業を支援します。
日中一時支援事業	障がい者の日中の活動の場を障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することで、介護者の負担を軽減し、障がい者に対しては、日中における活動の場を確保します。
社会参加促進事業 (自動車操作訓練・自動車改造等事業)	自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に対し、免許取得に要した費用の一部を補助します。自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者で、所有または取得する自動車を改造する場合、費用の一部を補助します。

【第3期の実績】 平成26年度は12月現在

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス	2人	2人	2人
職親制度推進補助事業	4人	4人	3人
日中一時支援事業	0人	0人	1人
社会参加促進事業 (自動車操作訓練・自動車改造等事業)	1件	1件	0件

【サービスの見込量】

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス	2人	2人	2人
職親制度推進補助事業	4人	4人	4人
日中一時支援事業	0人	0人	0人
社会参加促進事業 (自動車操作訓練・自動車改造等事業)	1件	1件	1件

【見込量を確保するための方策】

各サービスについて、ニーズの把握に努めます。

地域資源の活用によるサービス提供を検討します。

地域のサービス提供事業者に対し、必要な支援を行います。

5 計画の進行管理

(1) 関係機関・地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、福祉事務所が中心となる中で、これらの関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、国、県等の関係各機関との連携を図っていきます。

サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろんですが、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携をはじめ、施設の広域利用などについては近隣市町村とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。中でも、本計画の大きな課題である障がい者の地域生活への移行、一般就労移行等の推進にあたっては、福祉分野のみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。ハローワーク、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関といった関連する機関と数値目標を共有化し、地域ネットワークを強化しながら進めていきます。

(2) 人材の育成・確保

障がい者へのサービスに従事する人材にとって、障がいや障がい者のことを正しく理解し、障がい者の気持ちや要望をくみ取ることが重要です。障がい者からの意見や要望に十分に耳を傾けながら障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

より質の高い福祉サービスを提供するため、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められています。高齢者サービスにおける人材の必要性との兼ね合いをみながら、理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの専門的な人材を、養成、確保していきます。

関係法令の整備により相談支援のサービスの充実が図られたことから、相談支援事業所の設立や相談支援専門員等の養成にも積極的に支援していきます。

(3) 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、計画期間中の各年、健康福祉課（福祉事務所）が中心となり計画の進行管理を行います。具体的には、成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。また、地域自立支援協議会において、障がい福祉計画における各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況をはじめとした計画全般の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編

尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会設置要綱

平成27年1月21日
告示第7号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく障がい福祉計画の2つの障がい者福祉に関する計画「尾花沢市障がい者福祉プラン」(以下「プラン」という。)を策定するため、尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) プランの策定及びその変更に関すること。
- (2) プランの調査研究に関すること。
- (3) その他障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会代表者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 障がい福祉サービス等事業所関係者
- (4) 障がい者団体代表者
- (5) 保育及び教育関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に行う会議は、市長が招集する。

尾花沢市障がい者福祉プラン策定委員会 名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
尾花沢市医師会		伊藤 嘉昭	
尾花沢市民生委員・児童委員協議会	会長	大山 政次	
尾花沢市身体障害者福祉協会	会長	加藤 寛彦	
尾花沢市手をつなぐ育成会	代表	小松 幸男	
尾花沢市社会福祉協議会	副会長	笹原 光政	委員長
障害者支援施設 新生園	園長	笹原 守	
特定医療法人敬愛会	本部長	渋谷 久美子	副委員長
特定非営利活動法人はながさ	施設長	猪股 義信	
学校保健部会	代表	東海林 昭善	
尾花沢市立おもだか保育園	園長	阿部 純子	